

令和4年12月9日  
公益社団法人北海道観光振興機構

【再公示】令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業  
AT商品造成のための冬季コンテンツ検証事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構では、2023年に北海道にて開催が決定したアドベンチャートラベル・ワールドサミット2023（以下「ATWS2023」という。）およびその後の北海道内でのAT発展に向けて、これまで通年でのアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）商品の造成に取り組んできましたが、ツアーコース数を増やすため、今年度も継続して北海道内で実施するアクティビティコンテンツの魅力を含めたグリーン期および冬季両シーズンのAT商品造成を進めます。

当事業では、冬季のAT商品造成につなげる事業を実施することとし、企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 AT商品造成のための冬季コンテンツ検証事業

2. 事業目的

ATWS2023 およびその後の北海道内でのAT発展に向け、AT顧客の高いニーズに応えられる魅力あるATツアーコース数を増やしていく必要がある。当事業では、ATに知見のある国内在住の外国人を招へいし、外国人目線で実際に冬季のATコースを体験することで内容を検証し、AT商品の造成につなげることを目的とする。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

12月9日（金）	公示
12月16日（金）	企画提案の参加表明期限
12月23日（金）	企画提案書の提出期限
12月27日（火）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は26日（月）に書類による予備審査、27日（火）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う
1月上旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT推進部 竹田 晴香  
Email h\_takeda@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**【再公示】令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業**  
**AT 商品造成のための冬季コンテンツ検証事業**  
**企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

ATWS2023 やその後の北海道内での AT 発展に向け、AT 顧客の高いニーズに応えられる魅力ある AT ツアーコース数を増やしていく必要がある。当事業では、AT に知見のある国内在住の外国人を招へいし、外国人目線で実際に冬季の AT コースを体験することで内容を検証し、AT 商品の造成につなげることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

5,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和 5 年 3 月 10 日（金）まで

(2) 業務スケジュール

12 月 9 日（金） 公示

12 月 16 日（金） 企画提案の参加表明期限

12 月 23 日（金） 企画提案書の提出期限

12 月 27 日（火） 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

- ※4 社以上応募の場合は 26 日（月）に書類による予備審査、27 日（火）に上位 3 位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う  
1 月上旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施  
3 月 10 日（金） 事業実績報告書の提出  
※事業説明会は行いません。不明な点がある場合は、15. 事業問合せ先までご連絡ください。

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

### (1) 検証コースの設定と実施

AT 市場ニーズを踏まえたアクティビティを含む北海道内の冬季 AT コースを提案し、招へい者による検証を行うこと。

#### ① 冬季アクティビティ候補

検証対象としているアクティビティは以下のとおり。

- 1) スキー場でのスキー&スノーボード / 2) サイドカントリースキー&スノーボード
- 3) バックカントリースキー&スノーボード / 4) クロスカントリースキー / 5) アイスクライミング / 6) 野生動物ウォッチング / 7) バードウォッチング / 8) 流水ウォーク / 9) 流水ダイビング / 10) ワカサギ釣り / 11) ファットバイク / 12) e-バイク / 13) スノーシュートレッキング / 14) 冬のテントサウナ

- 上記以外のアクティビティを提案することも可とする
- 3) バックカントリースキー&スノーボードは、必ずいずれかのコースに含めること
- 上記アクティビティの他、AT の要素である、文化体験、地域交流等も含めて AT コースを検討すること
- ハードなアクティビティだけでなく、難易度レベル 1～2 に相応するソフトアクティビティを組み合わせたものも検討すること  
参考) レベル 1 - ゆるやか（文化体験、軽いアクティビティ、野生動物観察など）  
レベル 2 - やさしい（初心者レベル、簡単な身体活動、1 日 2～5 時間のアクティビティ）
- 「令和 3 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業」にて採択された冬季コース（13 コース）に含まれるコンテンツや地域以外のものが望ましいが、その限りではない。コース全体の魅力を考慮して検討すること。採択コースは下記より参照可能（英語サイト）

<https://en.visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/>

#### ② 実施時期

令和 5 年 1 月～令和 5 年 3 月

- 実施可能なスケジュールを提案すること
- 3) バックカントリースキー&スノーボードを含むコースは、令和 5 年 2 月 10 日までに実施を完了すること

#### ③ 実施コース数・期間・内容等

(ア) コース数：2 コース以上

(イ) 期間：3 泊 4 日以上適切な期間

(ウ) 言語：英語にて実施

(エ) 内容および留意点等：

- コンテンツ検証を主目的とし、コース全体のストーリー性は求めないが、土地の特性や文化、体験する理由などをコース検証中に招へい者に対し説明すること
- コース検証中に意見交換会を毎日当該日のアクティビティ終了後に実施し、意見交換会における検証結果を報告書にまとめること
- コース検証時には、アクティビティの代替案（プラン B）を設定する、または入替え可能な設定とする等、悪天候時に備えること
- アクティビティに関しては、安全管理できるガイドを同行し、ガイドの保有資格を明示すること。可能な限り北海道アウトドア資格を保持するガイドを

利用すること

- 同行ガイドによる英語での実施が難しい場合、通訳できる者をつけること
- ゆとりを持った行程にすること

④ その他

- 招へい者の国内旅行傷害保険に加入すること
- 観光機構と協議の上、コース内容およびスケジュールを決定すること

(2) 招へい者の選定

招へい者は、ATに知見のある外国人有識者を選定すること。

① 招へい対象者

(ア)～(オ)の条件をすべて満たす者とする

(ア)ATに知見があり、ATコンテンツに関心がある方

※ATコンテンツには、上記7.(1)①に記載のアウトドアアクティビティの他、地域の歴史・文化等に関するストーリーテリングを含む

(イ)日本国内に滞在または居住している外国人

- 欧米豪（欧州・北米・豪）のいずれかの出身であること
- 海外からの招へいは不可とする

(ウ)行程中のアクティビティにすべて参加できる方

(エ)行程中に行われる動画制作のための撮影に協力できる方および動画への出演を承諾していただける方

(オ)行程中の意見交換会にてコース参加者としての意見を発言できる方

(カ)コース検証後に実施するアンケートに回答できる方

- 必須としないが、ATのターゲット層（30代以上、中～高収入者、SDGsに関心のある方等）に近い方が望ましい

② 招へい者の候補を一覧にして提案すること

出生国、在住地、職業、趣味、特徴、関心のあるAT分野等

③ 招へい者数

4名以上

- 最終選定は、観光機構と協議の上行うこと

(3) アンケートの実施

コース検証後に招へい者に対しアンケートを実施し、結果を事業実績報告書に含めること

- アンケートの設問項目は、コンテンツを検証できる内容であること
- 将来的に北海道においてどのようなATコンテンツを望むかを設問項目に含めること
- ※設問項目は、最終的に観光機構と協議の上設定すること
- コース検証後のアンケート結果は、中間報告として観光機構に提出すること

(4) 冬季ATコースの提案

検証を踏まえた、最終的な冬季ATコースの提案を2コース以上行うこと。

- コースにはストーリーを設け、一貫したテーマを基につながりのある流れとすること
- 採択後に観光機構が配布する書式に記載すること

(5) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(6) その他

上記以外に、冬季コンテンツ検証事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(7) 上記(1)～(6)の業務遂行にかかる計画の策定

(8) 上記(1)～(6)の業務にかかる進行管理

(9) 事業実績報告書及び成果物の提出

- ① 事業実績報告書 紙媒体 3 部及び電子データ (USB メモリに格納)
- ② 成果物 冬季 AT コース 紙媒体 1 部及び電子データ (USB メモリに格納)

## 8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和 4 年 12 月 16 日 (金) 16:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 AT 推進部 竹田 晴香 h\_takeda@visithkd.or.jp

## 9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容 (企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする (A4 用紙 1 枚程度)。

③ 実施スケジュール (企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する)  
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること (定型書式は別添のとおり)

⑦ 見積書 (参考見積り)

- 押印不要 (企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する)
- 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4 判 5 部 (社名あり 1 部、社名なし 4 部)

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和 4 年 12 月 23 日 (金) 16:00 (厳守)

(5) 提出場所

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁 9 階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
(公社) 北海道観光振興機構 AT 推進部  
担当: 竹田 晴香 TEL 011-206-6951

## 10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- 指示内容が十分理解されているか。

- 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
  - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案になっているか。

#### 11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

#### 12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

#### 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

#### 14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT推進部 竹田 晴香  
H\_takeda@visithkd.or.jp  
TEL 011-206-6951

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 AT 商品造成のための冬季コンテンツ検証事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 AT 商品造成のための冬季コンテンツ検証事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任



者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、  
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに  
帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するもの  
とする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が  
共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員  
は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年  
度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_\_社は、上記のとおり本コン  
ソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が  
記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任契約書に添えて発注者に提出す  
る。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)  
(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者)

Ⓜ

